

# 住宅改修の独自助成制度実施状況

(2011年愛知自治体キャラバンまとめ)

※新設は**ゴチック**で、半田市、設楽町。廃止は春日井市(2011年5月で事業終了)  
 ※両方助成は、半田市、碧南市、刈谷市、安城市、犬山市、小牧市、高浜市、日進市、田原市、清須市、北名古屋市、みよし市、長久手町、豊山町、武豊町、設楽町  
 ※「助成制度」欄は次の通り ○:あり、△:検討中、×:なし

市町村名	助成制度	介護保険に上乗せ			介護保険利用者以外への助成制度			
		実施	上乗助成額(上限)	利用者実数(2010年度)	実施	対象者・要件	助成額(上限)	利用者実数(2010年度)
合計	32	31	—	1,931	19	—	—	379
1 名古屋市	×	×			×			
2 豊橋市	○	○	10万円	320	×			
3 岡崎市	○	○	20万円	232	×			
4 一宮市	○	×			○	要支援・要介護に該当しない70歳以上のひとり暮らし及び70歳以上の高齢者世帯	5.4万円	8
5 瀬戸市	×	×			×			
6 半田市	○	○	対象者及び要件を満たす者のうち、非課税世帯のみ27万円から介護保険で給付される額を差し引いた残りの額以内を助成	2	○	身体障がい者の下肢、体幹、視覚1～3級、リフォームヘルパーが必要と認めた改修に限る	課税世帯18万円以内、非課税世帯27万円以内	3
7 春日井市	○	×			○	市内に住所を有し、介護保険の認定を受けていない65歳以上の方が生活している住宅(過去に住宅改修に係る市の補助を受けていない住宅)※生計中心者の所得税額により一部負担金が必要な場合あり。	20万円	232
8 豊川市	×	×			×			
9 津島市	×	×			×			
10 碧南市	○	○	課税世帯10万円、非課税世帯30万円	19	○	65歳未満の身体障害者	50万円	4
11 刈谷市	○	○	10万円	128	○	所得税非課税の65歳以上の高齢者のみ世帯に属する要支援・要介護認定を受けていない高齢者	9万円	7
12 豊田市	○	○	40万円	469	×			
13 安城市	○	○	10万円	168	○	特定高齢者で運動機能に支障のある人。ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯(ともに所得税非課税)	10万円	21
14 西尾市	○	○	介護保険の残額の2分の1の枠を上限に最大9万円	77	×			
15 蒲郡市	×	×			×			
16 犬山市	○	×			○	市のリフォームヘルプ住宅改善相談を受け、更に介護保険で非該当とされた65歳以上で日常生活に支障がある人	工事費用の9割で上限15万円	2
17 常滑市	×	×			×			
18 江南市	○	○	12万円	49	×			
19 小牧市	○	○	9万円	4	○	65歳以上の虚弱な高齢者であって、生計を一にする世帯全員の市民税が非課税の方	18万円	0
20 稲沢市	×	×			×			
21 新城市	×	×			×			
22 東海市	○	○	10万円又は30万円	41	×			
23 大府市	○	○	市民税非課税世帯40万円、市民税課税世帯20万円	72	×			
24 知多市	○	○	課税世帯10万円、非課税世帯40万円	34	×			

市町村名	助成制度	介護保険に上乗せ			介護保険利用者以外への助成制度				
		実施	上乗助成額(上限)	利用者実数(2010年度)	実施	対象者・要件	助成額(上限)	利用者実数(2010年度)	
25	知立市	○	○	課税世帯10万円、非課税世帯15万円	35	×			
26	尾張旭市	×	×			×			
27	高浜市	○	○	要支援1～要介護3は10万円、要介護4・5は30万円	51	○	65歳以上の自立者	10万円	50
28	岩倉市	○	○	50万円	0	×			
29	豊明市	○	○	課税世帯5万円、非課税世帯10万円	48	×			
30	日進市	○	○	改修費20万に対し9割(18万)が上限	32	○	下肢、体幹機能、視覚障害1～3級の方。	38万(40万×9割)	1
31	田原市	○	○	※2011年度より65歳以上の方がいる全世帯に拡充		○	65歳以上の方がいる世帯	20万円(改修費用の1/2まで)	14
32	愛西市	×	×			×			
33	清須市	○	○	低所得の方に上限60万円の1/2助成	7	○	市内に居住し、①下肢・体幹又は視覚障害を有し、それぞれの障害が3級以上の身体障害者(児)②上肢障害2級以上で、下肢障害を有する身体障害者(児)	当該給付に要した費用の1/2、限度30万	7
34	北名古屋市	○	○	15万円	49	○	身体障害者手帳1から3級の下肢障害、体幹障害または視覚障害の方	15万円	1
35	弥富市	×	×			×			
36	みよし市	○	○	30万円	6	○	身体障害者手帳を所持している者で、下肢、体幹又は視覚障害3級以上	30万円	2
37	あま市	×	×			×			
38	東郷町	×	×			×			
39	長久手町	○	○	30万円	5	○	65歳以上の高齢者で本人が町民税非課税	30万円	
40	豊山町	○	○	限度額30万円、補助率1/2。改修費の1/2が30万円に満たない場合は、その額。	2	○	重度障害、療育、精神、難病手帳所持者、他ケア会議で必要性を認めた方。	30万円	0
41	大口町	○	○	工事費×1/2×0.9(上限45万円)	17	×			
42	扶桑町	○	×			○	日常生活に支障のある二次予防事業対象者	18万円	3
	大治町	×	×			×			
44	蟹江町	×	×			×			
45	飛島村	×	×			×			
46	阿久比町	×	×			×			
47	東浦町	○	○	課税世帯20万円、非課税世帯40万円	28	×			
48	南知多町	×	×			×			
49	美浜町	×	×			×			
50	武豊町	○	○	対象経費60万円の1/2。上限30万円	36	○	65歳以上の要援護者。	対象経費60万円の1/2。上限30万円	24
51	幸田町	×	×			×			
52	設楽町	○	○	※2011年度より介護保険利用の有無にかかわらず制度を創設		○	町内住民、町内の業者を利用、自己負担20万円以上	工事費の20%(上限10万円)	
53	東栄町	×	×			×			
54	豊根村	×	×			×			